

利用上の注意

1 調査の目的

製造業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

2 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される「指定統計調査」（指定統計第 10 号）です。

3 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類 F - 製造業に属する事業所について行います。ただし、国に属する事業所（郵政事業、国有林野事業、印刷事業、造幣事業）は除きます。

また、平成 18 年は従業者数 4 人以上の事業所を調査の範囲としています。

4 調査の期日

平成 18 年 12 月 31 日現在により実施しました。

5 調査の種類

甲調査及び乙調査とし、甲調査は、従業者 30 人以上の事業所について、乙調査は、従業者 29 人以下の事業所について実施しました。

6 調査の方法

知事の任命する工業調査員が、調査対象事業所に配布する調査票によって実施しました。

7 統計表等に用いた用語

(1) 従業者数 常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計です。

(2) 現金給与総額 平成 18 年 1 年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給等）と、特別に支払われた給与（期末賞与等）及びその他の給与の合計額です。

(3) 原材料使用額等 原材料、燃料及び電力の使用額並びに委託生産費（外注加工賃）を含めた総額です。

(4) 製造品出荷額等 平成 18 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず及び廃物出荷額及びその他の収入額を含めた総額で、消費税等の内国消費税額を含んでいます。

(5) 生産額及び付加価値額等の算式は次のとおりです。

ア．生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額)

イ．付加価値額 = 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

ウ．粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

8 産業中分類の略称

結果概要の文中における産業分類（業種）の略称については次頁「産業中分類略称一覧表」のとおり省略して用いたところがあります。

産業中分類略称一覧表

産業分類	産 業 中 分 類 名	略 称
0 9	食料品製造業	食料品又は食料
1 0	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ又は飲料
1 1	繊維工業（衣服・その他繊維製品を除く。）	繊維
1 2	衣服・その他繊維製品製造業	衣服
1 3	木材・木製品製造業（家具を除く。）	木材・木製品又は木材
1 4	家具・装備品製造業	家具・装備品又は家具
1 5	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙又は紙
1 6	印刷・同関連業	印刷
1 7	化学工業	化学
1 8	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭又は石油
1 9	プラスチック製品製造業	プラスチック製品又はプラスチック又はプラ
2 0	ゴム製品製造業	ゴム製品又はゴム
2 1	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
2 2	窯業・土石製品製造業	窯業・土石又は窯業
2 3	鉄鋼業	鉄鋼
2 4	非鉄金属製造業	非鉄金属又は非鉄
2 5	金属製品製造業	金属製品又は金属
2 6	一般機械器具製造業	一般機械又は機械
2 7	電気機械器具製造業	電気機械又は電気
2 8	情報通信機械器具製造業	情報
2 9	電子部品・デバイス製造業	電子部品又は電子
3 0	輸送用機械器具製造業	輸送機械又は輸送
3 1	精密機械器具製造業	精密機械又は精密
3 2	その他製造業	その他

9 地域別区分（平成 18 年 12 月 31 日現在）

- (1) 北勢地域 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
- (2) 伊賀地域 名張市、伊賀市
- (3) 中南勢地域 津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
- (4) 伊勢志摩地域 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
- (5) 東紀州地域 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

10 記号及び注記

(1) 統計表中の「x」は、2事業所以下に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。

また、3事業所以上であっても、1又は2事業所に関する数値が前後の関係から判明する場合には「x」で表しました。

秘匿箇所がある場合は、他の内容を集計した数と総数が一致しない場合があります。

(2) 各数を四捨五入または切捨てることにより、総数が内訳を集計した数と一致しない場合があります。

(3) この結果の数字は、県において集計した概数であって、経済産業省公表のものと相違することがあります。

11 内容についての問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県政策部統計室 農水・商工統計グループ

電話 059-224-2052 FAX 059-224-2046